

豊野地区住民自治協議会だより

第13号

平成24年4月1日 発行者 豊野地区住民自治協議会
事務局（豊野支所内）TEL 257-3131 FAX 257-4776

平成24年度評議委員会(総会)開催のお知らせ

日時：平成24年4月26日（木）午後7時より

場所：かがやきひろば豊野 大集会室

内容：平成23年度事業報告・決算報告

平成24年度事業計画(案)・予算(案) 他

どなたでも自由に参加できます。ぜひご参加ください。

部会活動の紹介

人権教育部会

松本少年刑務所施設見学



2月2日（木）、人権教育部会では、松本少年刑務所の施設見学を行いました。施設紹介DVD鑑賞と解説の後、施設見学を行いました。持ち込み禁止物品（タバコ・マッチ携帯電話など）の指示があり、作業中の受刑者の姿も見られました。しかし、仕切りや目隠しシート越しであったりと、顔を見えないように配慮されていました。松本少年刑務所には、桐分校（行刑施設内にある全国で唯一の中学校）があり、義務教育を終えていない受刑者を集め、中学教育を行っています。

女性部会

やしょうまづくり講座



2月18日（土）、女性部会による郷土食（やしょうまづくり）講座が開催されました。参加者は「りんご」と「ぶどう」のやしょうまを作りました。



おしらせ

安心して住民自治協議会活動に参加してください

豊野地区住民自治協議会では、住民の皆さんに安心して活動を行っていただくために、自治会活動保険に加入しています。この保険は、次の3つの補償内容になっています。

- ◆ **傷害事故** 住民が自治会活動に従事中・参加中に、けがまたは死亡した場合
(事故例) 運動会で競技中に転倒しけがをした など

【保険金額】 死亡、後遺障害上限 300 万円・入院 1 日 2,000 円・通院 1 日 1,000 円

- ◆ **賠償責任** 自治会行事運営中に、自治会またはその住民が他人にけがをさせたり、他人の財物を壊したりし、法律上の賠償責任を被った場合
(事故例) テントややぐらが倒れて人がけがをした・スポーツ大会で競技中窓ガラスを割った など

【保険金額】 上限 1 億円

- ◆ **傷害見舞** 自治会活動に参加を依頼した方が事故でけが等をした場合
(事故例) 招待客が運動会に参加中に転んでけがをした・招待した芸人が舞台から転落してけがをした など

【保険金額】 上限 10 万円 (見舞金)

事故が発生した時は、事務局までご連絡ください。

事務局長の設置を検討しています

事務局の充実を図り、自治会活動をより円滑に進めるため、豊野地区住民自治協議会事務局では、事務局長の設置を検討しています。人選などはこれから進めていく予定です。事務局長が決まりましたら、皆さんにご紹介します。

栄村より義援金に対しての礼状が届きました

昨年6月、皆様にご協力いただき、栄村に贈った義援金に対しての礼状が、栄村長より届きました。栄村によると、直接寄せられた義援金・寄付金は、868,654,586円(うち、豊野地区住民自治協議会 1,200,000円)とのことでした。

今後の行事予定

行事名	月 日	時間	場 所
平成24年度評議委員会	4月26日(木)	19:00	かがやきひろば豊野